

Web3.0研究会フォローアップ会議 経済産業省説明資料

2023年4月18日

大臣官房Web3.0政策推進室

投資事業有限責任組合（LPS）が実施できる事業について

- LPS法では「事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資する」という法目的への適合性、事業者の資金調達ニーズ、投資家保護ルールの整備状況などを踏まえ、LPSが実施できる業務を限定列举で定めている。
- 現在、①セキュリティトークンが投資対象に含まれるか等のLPS法解釈について整理、②暗号資産やトークンへの投資について資金調達の実態や課題等を調査した上でLPS法の取扱いについて検討中。

事業内容（LPS法第3条第1項）

- ①株式会社の株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分の取得・保有
- ②金融商品取引法に規定する有価証券のうち、LPS法・政令で指定する有価証券の取得・保有
- ③事業者に対する金銭債権又は事業者の所有する金銭債権の取得・保有
- ④事業者に対する金銭の新規貸付け
- ⑤事業者を相手方とする匿名組合契約の持分又は信託の受益権の取得・保有
- ⑥事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得・保有
- ⑦LPSがその株式等を有する事業者に対する経営又は技術の指導
- ⑧投資事業有限責任組合・投資事業を営む民法上の任意組合又は外国に所在する同種の団体に対する出資
- ⑨外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券等の取得・保有（既出資額の50%未満）
※産業競争力強化法の特例認定を受けた場合は、既出資総額の50%以上の投資が可能
- ⑩①～⑨に付随する業務（約束手形の取得等）
- ⑪業務上の余裕金の運用

LPSのセキュリティトークン投資に関する解釈通知の概要

- LPS法上、**LPSが取得・保有できる有価証券**については、それを**トークン化したセキュリティトークン**も、当然、**投資対象事業**となること等を明らかにし、春頃公表。

(参考) 金商法の有価証券は、ブロックチェーン等の方法で移転することのできる財産的価値に表示される場合があり(いわゆるトークン化)、トークン化した有価証券をセキュリティトークンと称している。

セキュリティトークンの投資対象への該当性について

金商法におけるセキュリティトークン (電子記録移転有価証券表示権利等)

- 金商法第2条第2項柱書前段
・有価証券に表示されるべき権利を表示する券面が発行されていない場合においても、当該権利を有価証券とみなす旨の規定。
- 金商法第2条第2項柱書後段
・同項各号に定められている権利は、証券又は証書に表示される権利以外の権利であっても有価証券とみなされる旨の規定。

LPS法の投資対象を
STで取り扱う場合の
金商法との対応関係

LPS法において投資対象事業と解釈できるセキュリティトークン

- (1) LPS法施行令第1条第1項第1号～第11号に掲げる有価証券に表示されるべき権利に該当するセキュリティトークン
- (2) 株券、新株予約権証券、外国法人株券、受益証券発行信託の受益証券等に表示されるべき権利に該当するセキュリティトークン
- (3) 匿名組合契約の出資持分、信託受益権等に該当するセキュリティトークン

考え方
令第1項第1項第13号で金商法第2条第2項を引用して対象に明記している

LPS法の株式等には券面に限定されるものではなく、券面に表示されるべき権利も含まれる

LPS法の持分等には金商法第2条第2項等により有価証券と見なされる権利も含まれる

金商法上の有価証券には該当しない資産(※)について

※企業組合の持分・金銭債権・工業所有権・著作権・約束手形(金商法の有価証券を除く)・譲渡性預金証書等

- LPSがこれらの資産を取得・保有するに当たり、ブロックチェーン等の方法によりこれらの資産の移転に係る事務を処理しても、その行為は本来業務の範囲内での業務執行と解され、LPS法上、無効とされないことを明らかにした(LPSがこれらの資産を取得・保有することが前提)。

(備考) 資金決済法上の電子決済手段(いわゆるステーブルコイン等)及び暗号資産を取得・保有することは、法第3条第1項に掲げる事業のいずれにも該当しない。

【人材育成】Web3.0関係者のコミュニティづくり

- Web3.0ビジネスが**高度化・多様化しマサダプション**に至るためには、事業環境整備のみならず、未だ乗り越えるべき基礎技術及び実用化上の課題が多数存在する。特に、セキュリティ事案が多数発生している現在、設計・開発・運用・事故対応といったサービスのライフサイクル全体で**セキュリティと利便性を高度に両立**することは不可欠。（既存分野の取り込みも重要。）
- 他方、Web3.0は近年急速に立ち上がった市場であるため、ビジネス・アカデミア間をはじめ、ステークホルダー間が分断されており、産学官が連携して**人材の確保や技術の高度化に取り組む仕組みは未成熟な状況**。
- ステークホルダー間の連携を促進し、セキュリティと利便性を高度に両立する人材の育成や技術の発展を目的とした**コミュニティづくり**（イベント開催等を通じた人材育成）に取り組んではどうか。（※アメリカやシンガポールにおいても、研究開発やコミュニティ構築の支援に取り組む方向性。）

